

2016年1月18日

2016年度
神奈川大学日本常民文化研究所
文部科学省・共同利用・共同研究拠点 国際常民文化研究機構
共同研究課題公募事業

公募要領（奨励）

神奈川大学国際常民文化研究機構は、日本常民文化研究所を母体として、2009年度から2013年度まで文部科学大臣により共同利用・共同研究拠点の認定を受け、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」（旧「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」）を実施しました。

この度、2014年度から2019年度まで共同利用・共同研究拠点として再認定され、平成28年度で3年目となります。今年度も共同研究課題を公募により募集いたします。

I 共同研究公募の種類

本機構では、「A. 共同研究（一般）」と「B. 共同研究（奨励）」の二つの異なる共同研究を公募していますが、2016年度は下記の共同研究を公募いたします。

共同研究（奨励）

※ 共同研究（一般）の2016年度の公募はありません。

共同研究（奨励）の公募

1. 公募の目的・趣旨

本機構の母体となる日本常民文化研究所は設立以来、常民文化研究、なかでも水産史・地域史と民具に調査研究の力点を置き、多くの調査報告書を出版してきました。これらの研究は、地域の博物館の学芸員はじめ、大学やその他の研究機関で民俗学、文化人類学、地方史研究に携わる方々によって進められていますが、その多くは在野で、十分とは言えない条件の中で研究を進めています。

2. 公募課題

特定の公募課題は設定いたしません。常民文化に関する研究で、上記の目的・趣旨に

沿った在野の共同研究グループを組織し、課題を設定してご応募ください。

3. 応募資格と申請者

- (1) 常民文化に関する、地域等で地道な史・資料調査、または独創的な研究をしている国内・外の在野の研究者による、原則としてグループ。大学院博士課程（後期）在籍者を含めることは可能ですが、代表者として申請することはできません。
- (2) 共同研究期間終了後、ただちに調査報告書上で成果公開が可能な調査研究であること。
- (3) グループには日本常民文化研究所の所員1名以上を加えることが必要ですが、申請時に所員が加入していない場合、採択が決定した後、申請代表者と本機構の担当者と相談の上、加入する所員を決定いたします。

4. 採用件数

原則として 1件

5. 共同研究の期間

原則として 2016年度から 2017年度までの 2年間

6. 研究費

- (1) 支給額は1共同研究グループにつき年間100万円（上限）とします。
 - (2) 研究費の使途は原則として以下の費目とします。
 - 消耗品費 ■外国人等招へい旅費 ■通信運搬費
 - 国内旅費 ■諸謝金 ■印刷製本費
 - 外国旅費 ■会議開催費(施設設備賃借料)
- ※印刷製本費は主に複写代です。成果の報告については下記7.を参照してください。
- (3) 研究費は、共同研究費として使用が可能な経費であり、研究に参加する研究者それぞれに配分して個別に使えるものではありません。
 - (4) 経費の管理・処理、消耗品等の購入管理等は国際常民文化研究機構事務局において一括して行います。

7. 成果の報告

共同研究の成果は、終了年度に成果発表会の開催、終了年度の翌年（3年目）に報告書を作成していただき日本常民文化研究所で冊子体として刊行します。また、研究の過程で収集した基本情報（写真等）は、目録あるいは電子媒体の形で保存することとし、日本常民文化研究所に帰属するものとします。

8. 申請方法

申請書は本ページよりダウンロードし、代表者の捺印の上、2016年2月29日(月)までに下記宛に郵送してください(当日消印有効)。

封筒には「国際常民文化研究機構共同研究申請書在中」と朱書きしてください。

【郵送先】

〒221-8686 神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3-27-1 国際常民文化研究機構
(電話) 045-481-5661 内線 6111 担当：越智

9. 選考の基準

選考は国際常民文化研究機構運営委員会が行い、以下の点を考慮して総合的に選考します。

- (1) 国際常民文化研究機構が期待する研究テーマとの関連性を有するもの。
- (2) 期間内に、成果が挙げられる可能性を有するもの。
- (3) 常民文化研究の深化、発展に資する可能性を有するもの。

10. 応募から採択決定までの日程

- 1月19日(月)～2月29日(月) 応募期間(当日消印有効)
- 3月12日(土) 運営委員会において公募課題の審査
- 3月下旬 採択通知郵送

以 上